載されているキアシシギ、イソシギ及びツチガエル、要注目種として掲載されているカワセミ、ジュウサンホシテントウ、アキアカネ、コオイムシ等が確認されている。このうち、オオタカについては、本件区間付近の上空で飛翔する姿が確認されたが、本件区間では、営巣が確認されておらず影響は極めて小さいとされている。底生生物であるメダカ、ドジョウ、ツチガエル及びコオイムシについては、工事中の濁水を軽減する処置を行うとともに、生息が確認された場合には改変区外へ個体の移動を図ることとしている。その他の動物については生息地の一部が改変されるが、同様の生活環境は周辺に広くみられることから、これらの種への影響は極めて小さいとされている。これらの種について工事による改変箇所で生息が確認された場合には、起業者は専門家の指導助言を得ながら必要に応じて保全措置を講じることとしている。

植物については、兵庫県版レッドデータブックにＣランクとして掲載されているサデクサ及びゴキヅルが確認されているが、これらの種の生育に適した環境は事業施行後も周辺に広く残されていることから、本件事業がこれらの種の生育環境に及ぼす影響は極めて小さいとされている。これらの種について工事による改変箇所で生育が確認された場合には、起業者は専門家の指導助言を得ながら必要に応じて保全措置を講じることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、橋脚による河積阻害や河道が狭小なことから流下能力が低く、洪水による災害の危険性が極めて高い本件区間について、洪水による水害の軽減を図ることを主な目的として両岸引堤を行う事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、現況河道の両岸を引堤することにより河積の確保を図る両岸引堤案（以下、「申請案」という。）、現況河道内で河床掘削を行い河積の確保を図る河床掘削案、現況河道の左岸のみを引堤することにより河積の確保を図る左岸引堤案、現況河道の右岸のみを引堤することにより河積の確保を図る右岸引堤案の４案について検討が行われている。申請案と他の３案とを比較すると、申請案は、両岸を引堤することから、河川環境に配慮した施工が必要となるものの、他の引堤案に較べ沿川の住家等からより離れた施工となり、また、河床掘削案のような改修済み区間の再改修等の必要はなく施工性に優れること、支障物件もなく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の施行に伴う一般国道２号幣塚橋架替工事及び市道の付替工事並びに関連工事の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、橋脚による河積阻害や河道が狭小なことなどから流下能力が低く洪水による災害の危険性が極めて高い本件区間について、洪水による水害を軽減し、人命及び財産保護の観点から、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、瀬戸川沿川の自治会、中学校、小学校等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としているところから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県明石市役所

○近畿地方整備局告示第百六十九号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の

その関係図面は、平成二十七年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月八日　　近畿地方整備局長　山田　邦博

(三)(二)(一)

道路の区域名　一般国道二十四号

道路の線種　一般国道

路線名

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
同奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目一番一から同町勢野北一丁目一番三まで	後	ＢＡ　三一・〇メートル	三五・八四メートル	うる関係記載の図面及び分表Ｂは、いずれも平成二十七年十月八日から近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において縦覧に供する。
	前	ＢＡ　三一・〇メートル	三五・八四メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の

その関係図面は、平成二十七年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月八日　　近畿地方整備局長　山田　邦博

二　路線名　十四号

四　供用開始の区間　奈良県磯城郡川西町大字結から同町大字結まで

供用開始の期日　平成二十七年十月八日

○近畿地方整備局告示第百七十一号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の

その関係図面は、平成二十七年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月八日　　近畿地方整備局長　山田　邦博

(三)(二)(一)

道路の区域名　一般国道二十五号及び百六十八号

道路の線種　一般国道

路線名

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
同奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目一番一から同町勢野北一丁目一番三まで	後	一一・〇メートル	一一・〇メートル
	前	九七・九メートル	一一・〇メートル
同奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目一番一から同町勢野北一丁目一番三まで	後前	一一・〇メートル	一一・〇メートル
同奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺南一丁目一番一から同町大字法隆寺南			